

手稲区少年育成指導室だより

やまなみ

年1回「やまなみ」を発行し、関係機関へ活動内容等をお知らせしております。令和2年度より、紙面から各小・中学校ホームページへ掲載となりました。

2025.7発行 No.50
手稲区
少年育成指導室
木村 大輔

1 少年育成指導員とは

札幌市では、青少年の健全育成を目的に、14名の少年育成指導員が活動しています。手稲区は、隣接する北区・西区の指導員と連携し巡回活動等を行っています。

主に、ゲームセンターやカラオケ店など、学校で、大人と一緒にいくことが基本的ルールとなっている場所で声をかけ、場合によって「きまりを守ること」の大切さを指導します。

札幌市学校教護協会の「校外における生活指導のめやす」小・中各校長会の「生活指導のめやす」等をもとに声かけをしています。なお、学校独自に児童・生徒の校外生活の心得を定めている場合もあります。個別の事案については各学校にお尋ねください。

各区の担当指導員

手稲区 : 木村大輔(きむら だいすけ) 指導員
北 区 : 松里圭子(まつさと けいこ) 指導員
西 区 : 丹羽 俊(にわ たかし) 指導員
三区兼務 : 大浦 司(おおうら つかさ) 指導員

2 具体的な活動

- (1) ゲームセンター・カラオケ店・商業施設などの巡回活動
- (2) 公園・路上での各種安全啓発
- (3) 小中高校周辺での下校時の交通安全などの見守り活動
- (4) 子どもたちの悩みごとや困りごとに関する相談

～お気軽に手稲区少年育成指導室へご連絡ください～



★手稲区担当指導員 プロフィール

手稲区内の小中学校校長を定年退職後、R5年度から札幌市少年育成指導員となり、手稲区担当指導員として3年目になります。日々、精力的に手稲区内等を巡回し、子どもたちの安全を見守り、健全育成に努めています。

巡回中は、札幌市少年育成指導員の腕章や名札をしていますので、見かけたらお気軽にお声がけください！



夏場は自転車で



名札を携帯

手稲区少年育成指導室

場 所 : 手稲区民センター3階(手稲区前田1条11丁目)
電 話 : 011-681-2445(所属:手稲区地域振興課)
勤務日 : 月曜日～金曜日 午前10時15分～午後12時15分
午後13時00分～午後17時00分

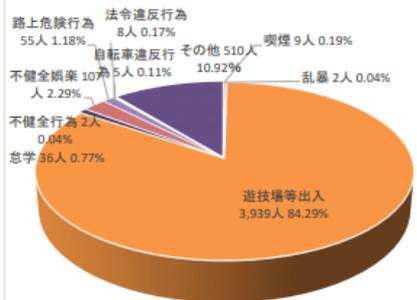
※巡回に出ている場合がほとんどです。御用の際は事前にお電話ください。

3 少年育成指導室 令和6年度巡回状況

■「指導」状況



■行為別指導状況



「遊技場等出入」は、学校行事の振替休業日などに、子どもたちが訪れています。

更に、夏季休業日など、一層子どもたちの遊技場等への出入りが増えることが予想されるため、引き続き巡回指導を行い、子どもたちに「きまりを守る」ことの大切さを指導していきます。

また、8月も後半になると、日没時間が少しずつ早まり、学校で定めている帰宅時刻は、暗くなる時期になることから、事件や事故に巻き込まれることがないように、巡回指導を通して注意喚起を行っていきたくと考えます。

○小学生

ゲームセンターは保護者と一緒に！

○中学生

カラオケ店は保護者と一緒に！

※各学校の校外生活のルールを再確認しましょう！

※「声かけ」:巡回中、子どもの様子(言動や服装、持ち物、発見場所)が気になる場合、安全について注意喚起したい場合等に声かけを行っています。

※「指導」:声かけにより、喫煙、遊技場等出入り、怠学、自転車危険行為、路上危険行為などのルール違反になる行動が確認された場合、当該行動を改めるように指導します。

4 少年育成指導室からのお願い

道路を渡るときは

青信号でも道路を渡る前には、安全確認 右・左・右!

飛び出しは絶対にダメ!

青信号でも車が来るので注意する!

道路では遊ばない!

ここは「止まれ」だよ!

必ずSTOP!

しっかりと止まっていますか?



自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。

通学路には危険がいっぱい!

- ・横断歩道で車が止まることを確認。
- ・左折してくる車に気を付ける。
- ・道路の飛び出しは絶対だめです。
- ・駐車場で遊ばない。
- ・歩道を走る自転車に気を付けて。
- ・信号の変わり目で渡らない。

※真ん中で点滅に気づいたら、素早くわたる。

■自転車“青切符”の反則金額決定 来年4月スタートします!

道路交通法施行令改正案が6月17日に閣議決定されました。

「青切符(反則金)」の対象となるのは113の違反行為で、2026年4月から施行されます。

取り締まりの対象となるのは16歳以上です。

《青切符の主な対象と反則金》

▼1万2000円 ・スマホなどの「ながら運転」

▼7000円 ・遮断踏切立ち入り

▼6000円 ・逆走、歩道走行など通行区分違反

▼5000円 ・イヤホンで音楽を聞きながら運転 ・無灯火

